

地方分権改革の現状について

平成20年10月10日

河 川 局

地方分権改革の現状・目次

日付	協議等の状況	頁
平成20年5月28日	地方分権改革推進委員会 第1次勧告 (河川抜粋)	1
平成20年6月20日	地方地方分権改革推進要綱(第1次) (河川抜粋)	2
平成20年6月20日	直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向について (国交省→全国知事会あて)	3
平成20年7月25日	国交省幹部と京都府知事等の意見交換	—
平成20年8月4日	道路・河川の権限移譲に伴う財源等に関する申し入れ (全国知事会→内閣総理大臣等)	7
平成20年8月21日	道路・河川の権限移譲に係るモデルケースの調査について (国交省、全国知事会、22日記者発表)	8
平成20年8月29日	モデルケースによる事務レベル協議 (国交省、全国知事会)	—
平成20年9月16日	「道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見 について」 (地方分権改革推進委員会委員長→内閣総理大臣)	10
平成20年9月17日	「道路・河川の権限移譲について」の提示 (国交省、総務省→全国知事会、17日記者発表)	13
平成20年10月3日	直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向について (全国知事会→国交省)	16
平成20年10月3日	各都道府県との個別協議開始 (国交省→各都道府県等、4日記者発表)	19

地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年5月28日）（抄）

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

（2）まちづくり分野関係

【河川】

「地域の川は地方に任せる」との観点から、地域の河川の管理については、地方自治体が責任をもって担えるように見直し、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の管理権限の移譲を進めるべきである。これに関連する国の出先機関の見直しについてはさらに検討を進め、第2次勧告において結論を得る。また、河川流路が複数都府県にまたがる一級河川についても、関係都府県の調整が整えば、管理権限を国から移譲できるよう検討すべきである。〔国土交通省関係〕

○ 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

その際、①氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、②広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、③急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっても、国が管理する場合を極力限定する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする。

注；点線枠囲みの中は「前提となる事実関係や地方分権改革推進委員会の課題認識」を明らかにしている部分であり、勧告事項は点線枠囲みの外の部分。（第1次勧告P10参照）

地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）（抄）

第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

1 重点行政分野の抜本的見直し

第1次勧告の第2章で委員会が示した課題認識を踏まえつつ、以下のとおり、各分野の制度・運営等の改革を推進することとし、個々の事項について具体化を進め、計画の策定に向けて所要の準備を進める。その際、計画の策定を待たず実施することができる事項については、この本部決定に基づき、政府として所要の施策をできるだけ速やかに実施する。個々の事項を実施するに当たっては、根拠となる法令を改正し、人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当てを行うものとする。

（2）地域づくり分野関係

【河川】

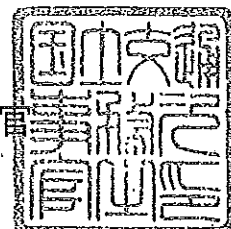
- 一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管する。個別の対象河川については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。〔国土交通省〕



国河政第40号
国道政第5号
平成20年6月20日

全国知事会会長 殿

国土交通事務次官



直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向について

国土交通省においては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しを行うこととしているので、別紙（「直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向」）について貴会の意見を求めます。

なお、見直しの具体的な方向について貴会の意見を聞きながら取りまとめた後、個別の対象道路、対象河川について、関係地方公共団体と調整を行った上で具体案を得ることとしておりますので、併せてご連絡いたします。

（参考資料）

- 地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）（抄）
- 地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年5月28日）（抄）

直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向

国土交通省

平成20年6月



国土交通省

国土交通省 国土交通政策局 国土交通政策課

一級河川の見直しの具体的な方向(1)

国土交通省

○基本的な考え方

- ・ 河川の管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ること等を目的として行われるべきものであり、国は国民の安全、安心の確保について責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し

社会情勢の変化

○見直しの考え方

「地域の川は地方に任せる」との観点から、一つの都道府県で完結する一級河川については、できる限り都道府県に移管

ただし、以下の観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理

- 氾濫した場合に流域に基大な被害が想定される水系
- 広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
- 急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系

⇒ 一つの都道府県で完結する一級水系53のうち40%程度が移管候補

※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要

○見直しの手順

- ① 見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ
- ② 地方へ移管する個々の河川に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県知事の意見を聞くなど河川法の手続きを踏んで移管
(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

一級河川の見直しの具体的な方向(2)

対 応 (案)	留 意 事 項
<p>○一の都道府県で完結する53水系 ⇒<u>できるだけ限り都道府県に移管</u></p> <p>※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要</p> <p>⇒ただし、以下のような観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系 ○広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系 ○急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系 <p>⇒都道府県への移管候補は、40%程度</p>	<p>個別河川の地方への移管に当たっては、</p> <p>①技術力、財政力等に不足のある団体に代わって国が整備を行う仕組み(いわゆる権限代行制度)の整備</p> <p>②現在直轄事業中の箇所もあるため、河川整備の進捗に対応した段階的な移管を行うことが必要</p> <p>●水系の一貫管理の理念からすれば、国管理区間の間に都道府県管理区間(いわゆる中抜け区間)のうち、河川管理上支障がある区間の直轄管理についても検討</p>

道路・河川の権限移譲に伴う財源等に関する申し入れ

政府の地方分権改革推進要綱（第1次）において、道路・河川の権限移譲について、「関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る」とされたことを踏まえ、現在、全国知事会と国土交通省で協議を行っています。

全国知事会としては、地方分権推進の観点から、道路・河川の権限移譲に積極的に取り組む所存ですが、道路・河川の整備・管理等には多額の財政支出や人員・資機材等の確保が必要です。都道府県が責任を持って移譲を受け入れるためには、権限の移譲と財源等の確保については、一体として方針が示されなければなりません。このため、国土交通省に対して、移譲前と同水準の事務・事業を執行するために直接必要となる財源措置等の考え方を速やかに示すよう要請しています。

しかしながら、国土交通省は、「政府の一員として真摯に対応」するとしながらも、地方分権改革推進委員会が予定している第3次勧告後でなければ、財源措置等の考え方を示すことができないと主張しています。

つきましては、今後の協議を円滑に進め、抜本的な分権改革の推進につながるため、政府の地方分権改革推進本部として、道路・河川の権限移譲を行う際に必要となる財源・人員等の確保について、早急に具体的な措置を明確に示すよう強く求めます。

平成20年8月4日

地方分権改革推進本部長
内閣総理大臣 福田康夫 様

全国知事会会長
麻生 渡

道路・河川の権限移譲に係るモデルケースの調査について

平成20年8月22日
国土交通省

直轄国道、一級河川の見直しについては、地方分権改革推進要綱において、第二次勧告までに具体案を得ることとされております。

この一環として、8月21日に全国知事会から道路・河川のモデルケース案件が示されたことから、国土交通省は、モデルケースを通じた全国知事会の検討に積極的に協力してまいります。

1. 趣旨

7月25日に全国知事会と国土交通省との間で行われた「道路・河川の権限移譲に関する意見交換」における議論を踏まえ、道路・河川のモデルの選定及び検証を行い、全国知事会における見直しの基準の取りまとめに資することとする。

2. 道路・河川のモデル

道路 16箇所

河川 13箇所

*全国知事会の意向により、道路・河川の具体的な箇所については非公開としております。

3. 検討内容

各モデルケースについて、移譲区間についての考え方、維持管理経費、現行の管理体制、今後の事業費見込み等国土交通省の考え方・データを提示し、全国知事会において検討を行う。

(問い合わせ先)

国土交通省大臣官房総務課 企画専門官 笠尾 卓朗

代表 5253-8111 内線 21-462 / 直通 5253-8184

平成20年8月22日
全国知事会

道路・河川の権限移譲に関するモデルケースの検証について

道路・河川の権限移譲については、7月25日に行った国土交通省との「道路・河川の権限移譲に関する意見交換」を踏まえ、モデルケースの検証を行うこととしております。

このことについて、全国知事会は、8月21日に選定したモデルを国土交通省に示したところであり、今後、国土交通省の協力を得て、具体的な検証を進めていくこととしております。

1 趣旨

具体的事例に即して、権限移譲に係る問題点、国交省基準の是非等を抽出、整理するため、モデル検討を行うもの。

2 道路・河川のモデル

道路16箇所、河川13箇所のモデルを選定。

なお、モデルは、道路・河川の移譲に係る課題を具体的に検証するために選定したものであり、移譲を前提とするものではないことから、モデルとなる道路・河川の具体的な個所については公表を差し控えさせていただきます。

3 検討内容

各モデルについて、移譲区間についての考え方、維持管理経費、現行の管理体制、事業費見込みなどを具体的に提示するよう求めた上、権限移譲についての課題点の抽出・検証を行う。



平成20年9月16日

内閣総理大臣 福田 康夫 殿

地方分権改革推進委員会
委員長 丹羽 宇一郎



道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見について

当委員会は、地方分権改革の推進について調査審議を行いました
結果、別紙のとおり意見を述べます。

道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見

平成 20 年 9 月 16 日
地方分権改革推進委員会

地方分権改革推進委員会は、本年 5 月 28 日に第 1 次勧告を行い、直轄国道及び一級河川の直轄区間の都道府県への移管について提言した。これを受け、6 月 20 日には、政府の地方分権改革推進本部で「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」が決定され、移管は政府方針となった。個別の移管対象道路・河川については、「地方自治体との調整を行った上で、第 2 次勧告までに具体案を得る」（第 1 次勧告。推進要綱も同旨）こととされている。

現在、これに向けて、国土交通省と全国知事会との間で道路・河川の権限移譲に関する意見交換が行われており、この中で、全国知事会は、政府に対し、道路・河川の権限移譲を行う際に必要となる財源・人員等の確保について、早急に具体的な措置を示すよう求めている。

当委員会は、国土交通省と全国知事会とのこうした意見交換が円滑に進むよう、道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関して、地方分権改革推進法第 10 条第 2 項に基づき、内閣総理大臣に対して次の意見を述べる。

政府においては、この意見を尊重し、適切に対処されるよう要請する。また、これを踏まえ、関係地方自治体には、道路・河川の移管に向けて積極的な姿勢を示すことを期待する。

1 基本的な考え方

地方自治体に事務・権限を移譲するにあたっては、それに見合う財源や人員を移すことが基本である。国が管理する道路・河川の地方への移管に伴い地方自治体に移る事務・権限に係る経費については、その全額を当該地方自治体の財源として移譲することを原則とする。

道路・河川の地方への移管にあたっては、一般国道又は一級河川の位置付けを変えずに移管し、地方移管に伴い管理の水準を落とすべきではない。国の管理から地方自治体の管理に移行しても、道路・河川の現況や利用状態に変化はなく、整備・維持管理に要する事業費は直ちに変わるものではない。

政府は、移管を受ける地方自治体ごとに、必要となる経費の額が適確に措置されるようにすべきである。なお、国及び地方を通じた行政の簡素効率化を推進することは当然であり、財源の移譲を受けた地方自治体は、その効率的な執行に努める必要がある。

2 措置の内容

地方分権の観点からは、地方自治体への財政上の措置は、最終的に税源移譲と地方交付税によることが基本であると考え。しかしながら、今回の道路・河川の個別具体の移管を積極的に推進するとともに、道路・河川の移管によって国から地方への財政負担の転嫁が生じるのではないかという地方側の懸念を払拭することが重要である。

このため、道路・河川の移管を受けた地方自治体に必要な財源が確保されるよう、当面、今までの国直轄事業を国庫交付金事業として地方自治体が執行することとし、国直轄事業と同じ国費率（整備 2/3、維持管理 5.5/10）の「交付金」を創設する方向で検討すべきである。その際、関係地方自治体の意見を聞きつつ、適切な方法を検討すべきである。

また、道路・河川の移管に伴う人員の確保については、事業費の議論と区別し、必要な人員のみの移行を図るべきである。なお、人員の移行等にあたっては、その円滑な実施をはかるため必要となる制度的措置（退職金の負担、身分取扱い、給与を含む処遇上の取扱い等）について、関係地方自治体の意見を聞きつつ、十分な検討が行われるべきである。

道路・河川の権限移譲について平成20年9月17日
国土交通省

直轄国道、一級河川の見直しについては、地方分権改革推進要綱において、第二次勧告までに具体案を得ることとされております。

そのような中、全国知事会から、8月4日に、地方分権改革推進本部長（内閣総理大臣）、地方分権改革推進本部副本部長（内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣）あてに、「道路・河川の権限移譲に伴う財源等に関する申し入れ」が提出されているところです。

さらに、昨日、地方分権改革推進委員会から、「道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見」が内閣総理大臣あてに提出されたところです。

政府としては、これらを踏まえ、道路・河川の権限移譲に伴う財源措置等の基本的な考え方をとりまとめ、本日、全国知事会にこの考え方を提示いたしましたので、ご報告いたします。

（問い合わせ先）

国土交通省大臣官房総務課 企画専門官 笠尾 卓朗

代表 5253-8111 内線 21-462 / 直通 5253-8184

平成20年9月17日

総務省
国土交通省

道路・河川の権限移譲について

別添資料は8月4日に全国知事会から地方分権改革推進本部長（本部長：内閣総理大臣）あてに提出された「道路・河川の権限移譲に伴う財源等に関する申し入れ」を受け、財源問題に関して検討する方向性を総務省及び国土交通省においてまとめた資料です。

今後、具体的な支援の内容について関係省庁で前向きに対応してまいります。

道路・河川の権限移譲について

1. 道路・河川の権限移譲に当たっては、国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。
 - (1) 道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を、地方分権改革推進委員会の意見書及び全国知事会の要望を踏まえつつ検討することとし、地域の実状を十分に踏まえ必要な整備・維持管理の水準を確保する。

ただし、地方公共団体が移譲された道路・河川を維持管理するに当たっては、地方の創意工夫等により、一層の効率化に努める。
 - (2) 想定を超える大規模災害等については、国・地方が協力して適切に対応することとし、その場合の国の支援の仕組み等については、今後、検討する。
 - (3) 道路・河川の権限移譲に伴って必要となる人員の確保の方策については、事業執行が円滑に行われるよう、今後、検討する。
2. 1. を前提に、遅くとも9月中には個別の道路・河川について国土交通省と関係都道府県等との協議が行われるようにする。

知調一発 第 53 号
平成 20 年 10 月 3 日

国土交通大臣 金子 一義 様

全 国 知 事 会
会 長 麻 生 渡

直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向について

上記のことについて、今後の協議を円滑に進めるため、当会の意見を別紙のとおり取りまとめたので、よろしくお取り扱いいただきますようお願いいたします。

なお、今後も継続して協議を進める中で、追加の意見の提出・要請を行うことがありますので、よろしく申し上げます。

別紙

1 移譲の範囲について

国土交通省の示す移譲基準については、それに該当するものとそうでないものとの間に、その管理を行う上で必要な技術、組織体制に有意な差はない。

また、単に、全国的に「重要」若しくは「価値がある」というだけで国の所管とする基準は、現在、地方自治体が住民の安心・安全の確保に向け、幅広い事務を担っていることからみても、合理的とは言えない。

したがって、「行政サービスをより住民に近いところで行う」という地方分権の主旨に沿って、移譲の範囲は「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（平成20年2月全国知事会）」に示した原則を踏まえ、国土交通省提示の基準に縛られることなく幅広いものとし、地域実情を踏まえた各都道府県の意向に応じて具体的な移譲範囲を調整・協議すること。

2 財政措置について

(1) 道路・河川の権限移譲に伴う財政措置については、時限的な措置として「交付金等の財政措置を検討する」ことが示されたが、以下の点を前提とすること。

- ① 現在の国の整備・管理水準を今後とも維持できるものであること。
- ② 国の負担率は、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率を下回らないこと。
- ③ 上記①、②を踏まえ、必要となる個別の道路・河川の整備費・維持管理費に対して将来とも確実に財源措置がなされるものとする。
- ④ 恒久的な財政措置のあり方については、都道府県等と十分協議すること。

(2) 将来の整備が必要な道路・河川に関し、財政措置の対象となる事業費の積算のあり方について早急に政府としての考え方を示すこと。

- ① 将来の整備計画が策定済みの場合 今後の変動要素等の折り込み方
- ② 将来の整備計画が未策定の場合 客観的かつ公正な積算方法のあり方

3 人員・資機材の確保について

(1) 移譲に係る権限・事業を執行する上で必要となる事務量・必要人員・技術を明らかにした上で、都道府県が真に必要とする人員・資機材の確保に向け、都道府県の意見を踏まえ調整・協議すること。

(2) 人員・資機材の移譲・確保方策に関する今後の具体的な協議のスケジュール・方

法について、早急に政府としての考え方を示すこと。

4 大規模災害等への対応について

- (1) 大規模災害への対応については、国と地方の適切な連携の下に対処するものとし、国の支援の仕組み等について、都道府県等の意見を踏まえ、検討すること。
- (2) 大規模災害への対応に関する今後の具体的な協議のスケジュール・方法について、早急に政府としての考え方を示すこと。

5 移譲時期について

移譲については速やかに行われるべきであるが、バイパスが未整備の道路や整備水準が低く国において整備中の河川等について、国において一定の整備を進めてから移譲することも含め、個別の道路・河川の状況に応じた移譲時期を検討すること。

6 関係都道府県との協議について

個別の道路・河川の権限移譲に関する関係都道府県との調整については、上記の考え方に即し、移譲に必要な財政措置・事務量・必要人員・資機材等の情報を明らかにしながら、地域の実情を踏まえた関係都道府県の意向を尊重し、円滑に協議できるよう対応すること。

7 今後の検討などについて

関係都道府県との個別協議の中で確認された課題や問題点については、全国知事会で集約し、追加の意見提出を行うとともに、全国共通のものについては改めて国の考え方を確認することとしているので、引き続き協議に応じること。

また、上記に掲げた事項のうち、早急に考え方を示すよう求めているものについては、今後の権限移譲の協議が円滑に進められるよう、遅くとも10月中旬までに全国知事会あて回答されたい。

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る
都道府県との個別協議の開始について

平成20年10月3日

国土交通省

国土交通省は、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しの具体案を得ることとされております。

これまで、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しの具体的な方向について、全国知事会と意見交換等を行い、また、地方分権改革推進委員会とも公開討議等を行ってきたところですが、今般、関係都道府県との個別協議に入る環境が整い、10月3日より、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る関係都道府県との個別協議を開始いたしますので、お知らせいたします。

(問い合わせ先)

大臣官房	総務課	企画専門官	笠尾	代表 直通	5253-8111 5253-8184	内線 21-462
河川局	水政課	水政企画官	小笠原	代表 直通	5253-8111 5253-8439	内線 35-202
道路局	路政課	企画官	楠田	代表 直通	5253-8111 5253-8480	内線 37-312

<これまでの経緯>

平成20年

5月28日 第1次勧告（地方分権改革推進委員会）

6月20日 地方分権改革推進要綱（第1次）
（地方分権改革推進本部決定（本部長：総理））

8月4日 「道路・河川の権限移譲に伴う財源等に関する申し入れ」
（全国知事会）

9月17日 「道路・河川の権限移譲について」の全国知事会への提示
（総務省・国土交通省）

10月3日 一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る
都道府県との個別協議の開始

※ 年末に予定されている第2次勧告までに、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しの具体案を得る予定